

# 訪問介護サービス利用料金表

H27.4.1～

介護は利用時間別の1回の額、予防は1ヵ月の額 単位:円

基本料金	介護予防訪問介護費(Ⅰ)	1,193	週1回程度の利用が必要な場合	
	介護予防訪問介護費(Ⅱ)	2,384	週2回程度の利用が必要な場合	
	介護予防訪問介護費(Ⅲ)	3,782	週3回程度の利用が必要な場合・・・要支援2の方のみ	
	*何らかの都合で月の途中で利用できなくなった場合も1ヵ月単位の利用料になります。			
	身体介護 中心	20分未満	186	利用者の生活にとって定期的に必要となる排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった短時間の身体を想定している。単なる本人の安否確認や健康チェックに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定出来ない
		20分～30分未満	276	身体に直接接触して行なう介助並びにこれを行なうために必要な準備及び後始末並びに日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助
		30分～1時間未満	436	
		1～1.5時間未満	633	
	上記に引き続き30分増すごとに上の料金に90円を加算			
	生活援助 中心	20分～45分未満	205	身体介護以外の訪問介護掃除、洗濯、調理などの日常的に行なわれる家事の援助
45分以上		253		
身体介護20分～30分未満に引き続き20分以上の生活援助		350	生活援助が25分増すごとに左の料金に75円を加算(但し最高544円まで)	
通院等乗降介助		109	通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合	
加算	初回加算	204	新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	
	緊急時訪問介護加算	102	利用者やその家族等からの要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認めた時に、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行なった場合	
	生活機能向上連携加算	102	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、又は言語視覚士とサービス提供責任者が同行し利用者の身体の状態等の評価を共同して行いかつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合	
	介護職処遇改善加算(1)		介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に8.6%を乗じた額	

- \* 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合25%増、深夜(22:00～6:00)の場合50%増になります。
- \* 中山間地加算:当事業所の通常の実施区域を越えてサービスを提供する場合は、所定の利用料に5%を加算
- \* 当事業所は、下記要件を満たすため特定事業所加算(Ⅱ)で基本単位数を10%加算しています。  
体制要件 :計画的な研修、サービス提供責任者の事前情報伝達・事後報告の徹底、定期的な健康診断の実施、緊急時における対応法を利用者に明示すること。 人材要件 :介護福祉士の割合が30%以上であること
- \* 上記料金には、富山市の地域単価10.21を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。
- \* 自己負担の割合が2割の方は上記金額に2を乗じた金額となります。

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| ◎その他の交通費(買い物・薬取り等)   | ◎その他の利用料                |
| 片道1km未満 100円         | 自立支援予防訪問介護 富山市が定めた金額とする |
| 片道1km以上3km未満 250円    | 利用者の希望(私的理由)によるもの       |
| 片道3km以上5km未満 400円    | 介護保険に準ずる                |
| 片道5km以上5km毎に 400円 加算 |                         |
| ◎当日キャンセル料 1,000円     |                         |

※介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。